



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

規 則

- 墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 1

告 示

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定（健康増進課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 2

公 告

- 沖縄県職員選考採用試験の実施（人事課）…………… 2
- 建設業者の所在等を確認することができない旨の公告（土木総務課）…………… 4
- 市決定に係る都市計画の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 4

教育委員会事項

- 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則…………… 5

## 規 則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

### 沖縄県規則第92号

#### 墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和47年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第614号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成25年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定地方公共機関の名称	指定年月日
一般社団法人沖縄県医師会 一般社団法人沖縄県歯科医師会 一般社団法人沖縄県薬剤師会	平成25年10月23日

公益社団法人沖縄県看護協会  
 国立大学法人琉球大学（施設の名称 国立大学法人琉球大学医学部附属病院）

沖縄県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南213番41（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農業用道路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第616号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、石川加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成25年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

公 告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成25年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 採用職種、採用予定数、職務内容等

採用職種	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
職業訓練指導員 （自動車整備科）	1名	主に、職業能力開発校において、自動車整備科の職業訓練指導業務に従事する。	浦添職業能力開発校
職業訓練指導員 （電気工学科・電気科・電子科）	1名	主に、職業能力開発校において、電気システム科の職業訓練指導業務に従事する。	具志川職業能力開発校

2 受験資格

- (1) 自動車整備科の職業訓練指導員を希望する者 昭和51年4月2日以後に生まれた者で、一級自動車整備士又は二級自動車整備士（ガソリン及びジーゼル）資格を有し（ただし、二級自動車整備士については、資格取得後3年以上の実務経験を有する者）、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
  - ア 職業訓練指導員免許（自動車整備科）を有する者
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を職業訓練指導員免許（自動車整備科）に関する学科を修めて卒業し、高等学校の教員の普通免許状（工業）を有する者で、平成26年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得する見込みのあるもの
  - ウ イのほか、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第3項で定める職業訓練指導員免許（自動車整備科）の取得要件を満たす者で、平成26年3月31日までに同免許を取得する見込みのあるもの
- (2) 電気工学科・電気科・電子科の職業訓練指導員を希望する者 昭和51年4月2日以後に生まれた者で、次のアに該当するもの又はイ若しくはウのいずれかに該当するもの

- ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者
    - (ア) 職業訓練指導員免許（電気工事科）を有する者
    - (イ) 職業訓練指導員免許（電気科）を平成5年3月31日までに取得した者
    - (ウ) 職業訓練指導員免許（電気科）を平成5年4月1日以降に取得した者で、第一種電気工事士資格を有するもの又は第二種電気工事士資格を有するもので実務経験3年以上のもの
    - (エ) 職業訓練指導員免許（電子科）を取得した者で、第一種電気工事士資格を有するもの又は第二種電気工事士資格を有するもので実務経験3年以上のもの
  - イ 学校教育法による大学を職業訓練指導員免許（電気工事科・電気科・電子科）に関する学科を修めて卒業し、高等学校の教員の普通免許状（工業）を有する者で、平成26年3月31日までに同免許を取得する見込みのあるもの（ただし、「電気科」及び「電子科」にあっては、第一種電気工事士資格を有する者又は第二種電気工事士資格を有する者で実務経験3年以上のもの）
  - ウ イのほか、職業能力開発促進法第28条第3項で定める職業訓練指導員免許（電気工事科・電気科・電子科）の取得要件を満たす者で、平成26年3月31日までに同免許を取得する見込みのあるもの（ただし、「電気科」及び「電子科」にあっては、第一種電気工事士資格を有する者又は第二種電気工事士資格を有する者で実務経験3年以上のもの）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の内容、日時及び場所等

試験区分	試験の内容	日時及び場所
書類選考	4(2)により提出された履歴書等に基づき、該当科の受験資格を満たしているかを審査します。	
教養試験及び適性検査	教養試験は、公務員として必要な一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般的知能について択一式による筆記試験を行います。 適性検査は、職務遂行に必要な適性について検査します。	平成26年1月18日（土曜日）に予定しており、詳細については、書類選考合格者に通知します。
面接試験及び実技試験	面接試験は、公務員としての適格性及び職業訓練指導員としての専門的知識について個別面接による人物試験を行います。 実技試験は、該当科の指導員としての技能・技術を有しているかについて実技試験を行います。	平成26年2月上旬に予定しており、試験の日時、場所等については、教養試験及び適性検査合格者に通知します。

4 受験手続

- (1) 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098(866)2090
- (2) 申込方法 次に掲げるものを(1)の申込先に簡易書留で郵送し、又は直接持参して提出してください。
  - ア 履歴書（所定の様式）に自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、申込前3か月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付すること。
  - イ 実務経歴書（所定の様式）
  - ウ 資格を証明する書類
  - (ア) 職業訓練指導員免許証の写し（該当者に限る。）

- (イ) 一級自動車整備士又は二級自動車整備士（ガソリン及びジーゼル）技能検定合格証書の写し（自動車整備科は必須）
- (ウ) 第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の写し（該当者に限る。）
- (エ) 高等学校教諭普通免許状の写し（該当者に限る。）
- (オ) 職業能力開発促進法第28条第3項で定める免許取得要件に該当する者については、該当することを証する書類
- (カ) 実務経験年数を証する書類（該当者に限る。）
- (キ) その他関連する免許資格等の写し（該当者に限る。）

エ 大学を卒業した者にあつては、大学の卒業証明書及び学業成績証明書

オ 80円切手を貼った封筒（表面に受験者の受取先及び氏名を記載したもの）

- (3) 受付期間 平成25年11月29日（金曜日）から同年12月20日（金曜日）まで（郵送の場合は、平成26年12月20日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

#### 5 合格発表

- (1) 書類選考の結果については、平成26年1月上旬に受験申込者に通知します。
- (2) 教養試験及び適性検査の合格者は平成26年1月下旬に、面接試験及び実技試験の合格者は平成26年2月下旬に、県庁正門の掲示場に掲示するほか、沖縄県ホームページに掲載します。また、合格者に通知します。

#### 6 合格発表後の取扱い

- (1) 最終合格者は平成25年度沖縄県職員選考採用候補者名簿に登載され、採用される日は平成26年4月1日です。（平成26年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得できなかった場合は、採用されません。）
- (2) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知します。
- (3) 選考採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から1年間です。ただし、採用されることを辞退した者については、選考採用候補者名簿から削除します。

#### 7 給与

- (1) 初任給は、大学卒業後すぐに採用された場合、平成25年4月現在で165,450円程度の額に、経験年数等を加味した額が支給されます。
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当等が支給条件に応じて支給されます。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者の営業所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成25年11月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 商号名 有限会社田中組
- 2 代表者名 西園浩介
- 3 所在地 浦添市西原五丁目15番2号
- 4 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第1088号
- 5 許可年月日 平成23年5月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画と畜場の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 宮1号宮古食肉センター
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

### 教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

沖縄県教育委員会規則第11号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	を	陽明高等学校分教室	浦添市大平	に、
陽明高等学校分教室	浦添市大平		南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	

沖縄県立那覇特別支援学校	那覇市寄宮	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄整肢療護園分教室	那覇市古波蔵	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科

を

沖縄県立那覇特別支援学校	那覇市寄宮	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科

に改める。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---